

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の見直しについて

1 見直しの趣旨

東京圏を中心に、顧客ニーズの多様化による洗髪設備を有しない理容所・美容所や高齢者を対象とした出張理容・出張美容を行う理容師・美容師が急増しており、衛生水準をいかに確保するかが課題となっていることから、県内の更なる衛生水準の確保を図り、法の目的である公衆衛生の向上に資するために条例の見直しを行う。

2 見直しの方向性

- (1) 洗髪設備の設置に関する規定の追加
理容所・美容所に流水式洗髪設備の設置を義務づける規定を加える。
- (2) 出張理容・出張美容に対する規定の追加
出張理容・出張美容に対する衛生水準の更なる確保のため、次の規定を加える。
 - ①届出の義務化
 - ②消毒剤、外傷手当薬品の携帯の義務化
 - ③立入検査、勧告措置及び公表の明確化

3 今後の予定

平成28年9～10月	パブリックコメントの実施
12月	県議会に条例案を提出
平成29年 4月1日	条例施行